

元検事総長ら「手続きは違法」の大論陣

大学解体 北海道大学

総長解任の真実

取材・文◎山田寿彦

法治国家において、教育と学術研究を使命とする最高学府で組織的な陰謀まがいの解任劇がまかり通る。そんなことがあっていいわけがない。

「Boys, be ambitious. (少年よ、大志を抱け)」のクラーク精神を建学の理念とする北海道大学で勃発した総長解任事件。解任の詳細な理由を大学は説明しない。これだけでも異常だが、解任に至るプロセスからは隠し録音テープの収集に象徴される陰湿かつ卑劣な

シナリオが浮かび上がる。背後に広がるのは「解任ありき」の深い闇である。前総長は解任取り消しを求める訴訟を準備し、徹底抗戦の構えでいる。

一八七六年、札幌農学校として創立され、後に帝国大学へ昇格した名門大学の第十九代総長、名和豊春氏（六十歳。右写真）が「不適切な行為」（非違行為）を理由に「総長として不適格」との烙印を学内から押され、大学の申し出を受けた萩生田光一文部科学

大臣により六月三十日付で解任された。文科省が「事実確認した」とする非違行為は二八件。解任理由は、国立大学法人法に定める「役員たるに適しないと認めるとき」が適用された。

北大のみならず日本の国立大学史上、前代未聞の不祥事であり、名和氏は歴史に残る汚名を着せられたことになる。



異色の民間出身総長

渦中の名和氏は歴代北大総長の中では民間出身の異色の経歴を持つ。北海道三笠市の僧侶の家に生まれ、北大工学部建築工学科を卒業後、東京工業大学で博士号の学位を取得。旧秩父セメントに研究員として入社する。入社時の社長は財界人として著名な故・諸井虔氏。社員の士気を上げる手腕に長けていた諸井氏の経営哲学と人柄を名和氏は学んできた。

四十三歳で北大工学部助教授に迎えられる。「大学がおかしくなっているから戻ってきてくれ」という恩師の誘いに応じた。法人化（二〇〇四年）はまだ先だったが、東北大学が北大の工学部だけを吸収合併する構想が当時あったという。恩師は北大が潰されることへの危機感を持っていた。

秩父セメント時代は超高層ビルに打ち込むコンクリートの開発に携わった。セメント研究者として学会の受賞歴は多いが、「組織のトップになりたいと望んだことはない」という。総長選立

候補は偶然のめぐりあわせだった。

一六年十二月の総長選は現職の山口佳三氏との一騎打ちとなる。北大は国の交付金削減により巨額の財源不足が試算され、人件費に手を着けざるを得ない状況にあった。山口氏は「一四・四％、教授で二〇五人に相当する人件費削減」を打ち出した。山口氏の方針を懸念する学内世論をバックに名和氏は「削減率を七・五％に抑える」と公約。学内の意向投票で七二六票（山口氏四四〇票）を獲得し、圧勝した。

国立大学法人法により、学内投票の結果は「参考」に過ぎず、総長選考の最終的な権限は学内外の委員で構成する「総長選考会議」が握っている。当時の委員十三人の投票の結果、名和氏七票、山口氏五票、白票一の僅差で名和氏が選出された。

名和氏は一七年四月、総長に就任。議論を戦わせながら仕事に向かっている民間企業の空気を肌身で知る名和氏の目に、北大本部事務局は覇気に乏し

い官僚組織そのものに映った。工学部の事務職員とも雰囲気が違う。約一〇〇人の所帯は文科省キャリアの事務局長を筆頭に、管理職の多くは同省の向者が占める。

「課長以上の管理職がなかなか動かない。下の職員は毎日残業で、かわいそうだった」（名和氏）

文科省の出先のような本部事務局は現場に対しては上から目線。

「現場に足を運ばず、物事を決めるのは自分たちだと威張っている。何かを提案してもやってみようという気概がなく、できない理由を並べる。大学の教育とか先生たちのために仕事をしようと思っていない」（名和氏）

典型的な官僚組織が、歴代の学究肌タイプとは違う総長を迎えたわけだ。

公約実現のために無駄な事業を徹底的に見直す一方、学外資金の獲得のために国内外を精力的に走り回る激務が始まった。総長の任期は六年間。事務局職員に手足になってもらうために、

仕事にはスピード感を厳しく求めた。しかし、一部の職員との軋轢が次第に生じ始める。

発端となった 「公益通報」の怪

不可解な経緯は一八年九月二十九日に始まる。名和氏によればその日、事前の面会予約もなく、総長選考会議の(石山喬議長(学外委員)と横山清・議長代行(同)、齋藤隆広・北大顧問弁護士)の三人が総長室を訪れた。

齋藤弁護士は、名和総長のパワハラに関する公益通報を自分が阻止しているとしたうえで、「先生は高潔な人物であると信じていましたが、見損ないました。すぐに総長をお辞めください」と辞職を迫った。石山、横山両氏は「(パワハラの)録音テープがある。総長選考をやり直さなければならぬ」と齋藤弁護士に同調した。「パワハラ」について名和氏は全く身に覚えがなかった。

名和総長と齋藤弁護士は依頼人代表者と代理人の関係にある。大学の顧問弁護士が総長に辞任を迫る動きに積極的に関わったことについて、名和氏代理人は後に「弁護士倫理上の問題が生じ得る」と指摘する。なぜこの場面に顧問弁護士が登場するのか、非常に不可解である。

「公益通報」はいかなる中身だったのか。その後の動きをみると、そんなものがあつたのかさえ疑わしい。なぜか学内の公益通報処理規程に基づかず、総長選考会議案件とされていく。

名和氏は公益通報の具体的な内容を知らされないまま、十月に入ると、理事や工学部OBである佐伯浩元総長、側近の職員までからも辞職するように再三説得されるが、応じなかった。

大学側によると、教職員からの公益通報の内容が顧問弁護士から理事・副学長にもたらされたとして、五人の理事全員の合意により、総長選考会議に検討が委ねられた。同会議は十一月六

日、調査委員会の設置を決定。同二十日に三弁護士による調査委員会を設置し、調査が始まった。

総長選考会議は国立大学法人法により、国立大学法人に設置が義務付けられている。学内・学外半々の委員で構成され、北大の現委員は十人。総長の選考と解任を文科大臣に申し出ることのできる強大な権限を持つが、北大の運営組織図のどこにも位置付けられていない。現在の北大ホームページは委員名簿さえ公開していない。

北大総長選考会議が一五年三月十九日に発表した総長の選考基準「望まれる総長像」は「人格が高潔で学識が優れ」で始まる。高邁な選考基準を掲げる以上、選考委員も人格が自他ともに「高潔」と認められなければならないだろう。石山議長は日軽金ホールディングスの元会長、横山議長代行は地元スーパリーの経営者である。お二人とも名和総長の解任決定後、総長として「不適合」な人物を選んだ不明を恥じ

仕事にはスピード感を厳しく求めた。しかし、一部の職員との軋轢が次第に生じ始める。

発端となった

「公益通報」の怪

不可解な経緯は一八年九月二十九日に始まる。名和氏によればその日、事前の面会予約もなく、総長選考会議の石山喬議長（学外委員）と横山清・議長代行（同）、齋藤隆広・北大顧問弁護士との三人が総長室を訪れた。

齋藤弁護士は、名和総長のパウハラに関する公益通報を自分が阻止しているとしたうえで、「先生は高潔な人物であると信じていましたが、見損ないました。すぐに総長をお辞めください」と辞職を迫った。石山、横山両氏は「（パウハラ）録音テープがある。総長選考をやり直さなければならぬ」と齋藤弁護士に同調した。「パウハラ」について名和氏は全く身に覚えがなかった。

名和総長と齋藤弁護士は依頼人代表者と代理人の關係にある。大学の顧問弁護士が総長に辞任を迫る動きに積極的に関わったことについて、名和氏代理人は後に「弁護士倫理上の問題が生じ得る」と指摘する。なぜこの場面に顧問弁護士が登場するのか、非常に不可解である。

「公益通報」はいかなる中身だったのか。その後の動きをみると、そんなものがあつたのかさえ疑わしい。なぜか学内の公益通報処理規程に基づかず、総長選考会議案件とされていく。

名和氏は公益通報の具体的な内容を知らされないまま、十月に入ると、理事や工学部OBである佐伯浩元総長、側近の職員までからも辞職するように再三説得されるが、応じなかった。

大学側によると、教職員からの公益通報の内容が顧問弁護士から理事・副学長にもたらされたとして、五人の理事全員の合意により、総長選考会議に検討が委ねられた。同会議は十一月六

日、調査委員会の設置を決定。同二十九日に三弁護士による調査委員会を設置し、調査が始まった。

総長選考会議は国立大学法人法により、国立大学法人に設置が義務付けられている。学内・学外半々の委員で構成され、北大の現委員は十人。総長の選考と解任を文科大臣に申し出ることのできる強大な権限を持つが、北大の運営組織図のどこにも位置付けられていない。現在の北大ホームページは委員名簿さえ公開していない。

北大総長選考会議が一五年三月十九日に発表した総長の選考基準「望まれる総長像」は「人格が高潔で学識が優れ」で始まる。高邁な選考基準を掲げる以上、選考委員も人格が自他ともに「高潔」と認められなければならないだろう。石山議長は日軽金ホールディングスの元会長、横山議長代行は地元スーパリーの経営者である。お二人とも名和総長の解任決定後、総長として「不適格」な人物を選んだ不明を恥じ

ることも、責任を自覚することもなく居座りを続け、次の総長選考に臨もうとしている。

法人化で総長選考会議が設置されたことにより、学内の直接選挙で総長を選ぶ学内民主主義は破壊された。アリのバイ的に「意向投票」が実施されるが、「意向投票の結果をそのまま学長の選考結果に反映させることは不適切」と文科省はアナウンスしている。そのころは「文科省に対する不満票を集めた候補者が一位になる可能性が高いから」（名和氏）。ほかの国立大学では意向投票さえ実施しないところが増える傾向にある。

名和総長の解任の当否について、裁判官的な役割を果たした総長選考会議とは、このようなうさん臭い組織である。中立・公正な采配はあり得ないことを押さえておくべきだろう。

「辞職では文科省が納得しない」

名和氏は調査開始から間もない一八年十二月九日、北大にマイナスのダメージを与えることを避ける妥協案として石山議長に辞職願を提出した。石山氏は「尊重する。これ以上の名誉が毀損されないよう取り計らう」と回答したというが、辞職願は受理されず、調査は継続された。

辞職願が受理されなかった理由については判然としない。ただ、名和氏はこの後、「辞職では文科省が納得しない」という言葉で二人の理事から聞いていた。自分を何としてでも「解任」という形で辞めさせたい文科省の意図を察知した。

総長選考会議の下に設置された調査委員会は一九年二月六日に調査報告書を提出した。規程に定められた調査期間は二月二十六日までの九十日間。三週間の余裕があったにもかかわらず、名和総長本人の聴取は一度も行なわれなかった。調査項目と事実認定された件数は「役員及び職員に対する日常的

なハラスメント」二三件、「本学の信用を失墜する具体的行為」二件、「本学代表者及び本学研究者としての問題行為」三件、「総長としての資質を疑われる行為」六件の計三四件。総長室洗面台用パーテーション（八万円）や総長室冷蔵庫（二万円）の購入が無駄な出費であるとか、総長就任前の工学研究院長時代にあった業務上の些細な行動までも「規範意識上の問題」として列記された。

ほかにも、「調査対象項目のうち非違行為とまではいえない行為」として以下の四件が挙げられている。

「総長が搭乗予定であった新千歳空港発羽田空港行き日本航空便の欠航に伴い、全日本空輸便への振替を要求したこと（対外的な非違行為）」「公用車の私的利用」「確定申告の手続きにおける一連の行為」「公務出張時に航空機を利用した際に航空会社から付与されたマイルの不適切な利用（公私混同）」。「公用車の私的使用」とは、名和氏が

公務の合間に家族の主治医に会うために公用車を使ったというもの。こんなものまで「調査対象」とされた。

公益通報が個人のレベルで仮に存在したとしても、その範囲をはるかに超えた調査が行なわれており、周到に準備された組織的な画策であることは疑い得ない。名和氏は自分の言動の何が調査対象になっているのかさえ知らされなかった。

総長選考会議はこんな一方的な調査であつても、「公正・中立な立場で調査してもらつた。恣意的なことは何もない」（七月一日の会見で石山議長）と強弁する。調査報告書の内容は石山議長から大学役員会に「事実」としてただちに伝えられた。

一時入院していた名和氏は退院直後の一九年二月七日（調査報告書提出の翌日）、総長への復職を願ひ出る。大学役員会は調査報告書の内容を根拠に復職を拒否した。この判断を名和氏代理人は「法的根拠がない」と批判する。

辞職願の不受理と復職の拒否の結果、総長不在の異常な状況が一年半以上にわたつて続くのである。

適正手続きを無視

一九年五月二十一日と六月二十一日の二回、名和氏に意見陳述の機会が与えられた。名和氏側には証拠書類や録音データの閲覧・謄写に「コピー・撮影不可」などの制約が課せられ、第三者に開示しない、関係者に対する働きかけを将来にわたつてしないことの誓約書の提出が求められた。

名和氏側の再三の抗議は無視される。本人の法的対抗措置を含めた防衛権が将来にわたつて縛られる誓約を受け入れるわけにはいかないとして、代理人の判断で名和氏本人は証拠へのアクセスを断念した。

名和氏の代理人を務めたのは西川克行、小野田充宏、坂口唯彦の三弁護士。いずれも元検察官で、西川氏は法務事

務次官、検事総長の要職を務めている。名和氏にとっては最強の布陣だった。西川氏らは最初の意見陳述を控えた五月十日、総長選考会議に「意見書」を提出した。A4判二八頁の約三分の一が総長選考会議の手続きの違法性に割かれていた。

「再三にわたり適正手続保障の観点からの種々の問題点を指摘してきたにもかかわらず、貴会議はその指摘をほぼ無視し、違法としか評価し得ない手続を強行し、現在に至るものです」と強い言葉で手続きの瑕疵を論難している。これに対し、総長選考会議が一貫して取つた態度は「無視」であつた。

名和氏代理人が最も問題視したのは①調査委員会が名和総長からの聴取を行なわなかつたこと②名和総長及び代理人に証拠開示にあつたの不当な条件を付けたこと。この二点だ。調査委員会の性格が決して中立・公正なものではなく、最初から名和総長を解任するための材料集めをミッションとして

いたことを物語る。業を煮やした名和氏代理人は柴山昌彦文科相に対し、大学を適正に指導監督するよう上申したが、文科省からは何の回答もなかった。

調査委員会が名和総長の言い分を聴取しなかったことについて、大学側は七月一日の会見で、録音データの存在や複数の職員の証言が一致したことを理由に「手続きは適正だった」と強調した。しかし、事実の裏付けに使われた録音データは七件分にすぎない。実際に音声聴いた名和氏代理人は「上司が部下に注意・叱責をしているもの」ではあるが、「(その言動は)総長として不適切と評されるまでに酷いものではない」と意見書で述べている。

さらに、筆者が調べたところでは、調査報告書が名和総長の職員に対する叱責の一部として記載した「あなたの首なんか、文科省の土屋顧問に言えばすぐ飛ばせるんだ」という発言は不正確であることが明らかになる。叱責された職員のヒアリング記録を読むと、この部分の前段に「要は」と付言しており、職員自身がそのように受け止めた、ということと話している。その場に同席していた理事も調査委員会のヒアリングに「土屋さんに言うぞ」の部分しか実際の発言として認めていない。にもかかわらず、調査委員会は名和総長が実際に話した言葉として膨らませて記載した。事実認定の粗雑さが露呈する一例である。

調査報告書は名和氏の発言の背景にある理由を調べていない。名和氏はこのようなアンフェアな事実認定を「前後の文脈や事情を無視してスポットで取り上げている」と反発し、総長選考会議にも意見陳述したが、全く採り上げられなかった。

また、名和氏代理人の意見書は、調査報告書から読み取れる名和総長の言動に対する「主観的評価」のバイアスを指摘する。「突然激昂して」「怒鳴り出し」「怒鳴りつけ」「激しく叱責した」「声を荒らげ」「手で机を叩く」

「罵倒して」「突然声を荒らげて」「怒鳴り散らした」といった表現である。

録音データの反訳にも名和総長の言動を受け止める職員の様子について、「恐怖のあまり緊張して口ごもる」「無言。意味不明の説教に呆れている」「しばし沈黙。イジメに近い」「総長の勘違い」「一同啞然、しばし沈黙」「笑うしかない」「何を言っても無理なので笑うしかない心境」「恐怖で声も出ない」「うなだれる」など、主観的评价を補足している問題点を指摘する。

名和総長の言動の様子についても、「うすら笑い」「不敵な笑み」「突然激昂」「眼が据わり、恐ろしい」「完全に眼が据わっている」などと評価を加えていることと、名和総長の発言に「ー」(感嘆符)が多用されていることを挙げ、客観性を装いながら主観的评价を介在させている偏りを指摘する。

消えた「パワハラ」と
ちらつく文科省の影

総長選考会議は名和氏の反論をことごとく退け、一九一九年七月四日、総長解任の申し出を決議。同十日に柴山文科相に申し出た。

その結論からは「パワハラ」の文字が消えていた。「ハラスメント」に該当するかどうかではなく、主に、総長として適切といえる行動であったかについて確認し」と判断基準を変更したのである。

ところが、メディアのパワハラ報道は止まらない。北大が訂正を求めることもなく、学内外に「パワハラ総長」の心証が強く形成されていった。

名和氏は自身の一連の言動について「解任の口実に過ぎない」と訴える。

○四年に始まる国立大学の法人化以降、文科省は学長（総長）のガバナンス強化を進めるとともに、一方で強いガバナンスを持った学長が文科省の意向に逆らうことを警戒し、大学の自治と学内民主主義の徹底的な弱体化を図った。「学長選考会議」といういかかわしい

仕組みを国立大学法人法に埋め込ませたのが象徴的である。

名和氏は支持者に宛てたメール書簡「解任騒動に関する真相について」でこう述べている。

「私は文科省の意向に必ずしも従っていなかった。そのため何らかの口実を設けて解任しようとしたと考えます。特に入試改革、人件費改革や財政改革などでは、文科省側に反対することが多くなつた。一八年に検討された『ガバナンス機能の強化』は総長・学長に権限を集中させ、大学の規約改正だけで総長・学長による学部長の任命も可能とするものでした。そのため、文科省が外部から学長を制御した場合に大学の自治が急速に解体すると危惧されたため、十分な討議が必要と強く意見を申し上げました。

私は学部・学科の意見を尊重し、これを大学の運営に生かし、皆が納得し自ら活動する民主主義的な大学を作ろうとしておりました。教授会だけでは

く、若手の教職員の生の声を聴き、善きものについては北海道大学の独自性や自律性として、それを運営に反映しようとしてきました。文科官僚は、従前の『金は出すが、大学の自治には口を出さない』という政治と教育の分離の方針を翻し、今や大学教育の商業化と天下りを両立するために、大学の自治・独立を失わせようとしています。そのため、それを阻止しようとした私の態度が、文科省からすると敵対勢力と映り、辞任や解任を企てたのではないかと推測されます」

「解任事件に潜むもう一つの理由」として、一八年四月に新設された「加計学園（岡山理科大学）獣医学部」の新設問題にも「反対」の立場で自身が関係していたことを明かす。

「加計学園問題では、本学の稲葉（睦）獣医学部長が新学部を設立する準備が不足であることを指摘し、私が委員を務める文科省の大学設置審議会で再審議することも話題に上がってい

名和豊春北大総長解任の経緯

2016年	12月5日	学内意向投票で名和豊春・工学研究院長が山口佳三総長の得票を上回る
	13日	総長選考会議(13委員)が名和氏を次期総長予定者に決定
2017年	4月1日	名和氏が北大総長に就任(任期は6年間)
	12月ごろ	事務局職員による隠し録音が始まる(※名和氏代理人意見書より)
2018年	初め	全理事が名和総長の不適切な言動を把握(※北大発表)
	3月	理事・副学長が名和総長の言動を口頭で注意(※北大発表、名和氏は否定)
	4月1日	関靖直氏(前文科省研究振興局長)が事務局長に就任
	9月29日	総長選考会議の石山喬議長、横山清議長代行、齋藤隆広顧問弁護士の3人が総長室を突然訪れ、名和総長に辞任を迫る(※北大は「辞任要求」を否定)
	10月22日	齋藤顧問弁護士より理事に公益通報の連絡(※北大発表)
	11月6日	総長選考会議に調査委員会を設置することを決定。29日設置・調査開始
	12月9日	名和総長が辞職願を石山議長に提出(※北大は否定)
	2019年	1月5日
2月6日		調査委員会が調査報告書を石山議長に提出(非違行為34件を認定)
7日		名和総長の復職願を大学役員会が拒否
12日		総長選考会議が調査報告書の内容を確認(※北大発表)
5月10日		名和総長代理人(3弁護士)が調査の違法性を指摘する意見書を提出
21日		名和総長が初めての意見陳述
6月21日		名和総長が2回目の意見陳述
24日		総長選考会議が名和総長の意見陳述の内容の整合性と調査報告書に記載事案についての事実認定を審議(※北大発表)
7月4日		総長選考会議が総長解任の申し出を議決。柴山昌彦文科相に解任を申し出
2020年		3月16日
	6月26日	秋生田光一文科相が名和総長の30日付の解任決定を通知
	30日	名和総長解任
	7月1日	北大が総長解任問題で初の記者会見
	28日	関事務局長が辞職
	9月2日	総長選考会議が新しい総長予定者を決定

ました。文科省は、安倍首相の(自民党)総裁三選が一八年九月二十日に決定した後、私に学内を統括できていない責任を負わせ、大学設置審議会での不利な発言をさせないために辞任を迫ったと考えられます。

今回の総長解任事件の不透明かつ不可解な事象は、当初から対象を絞ってシナリオを作り、マスコミを使って世論を操作し、自分達の都合の良い結論を誘導することを狙った未曾有の計画的な事件といえます」

そんな名和氏の総長としての仕事ぶりや、職員側の問題について、事務局幹部の一人は調査委員会のヒアリングにこう答えている。

「ああいう感じの物言いで、パワハラと言われるようなところも確かにあるが、本当に純粹に北大のためかと思ってるところは間違いなくて、私利私欲で自分が総長であって権威をとか自分のためにというのは見たことがない」

「言い方がきついというところは同意

しつつも、個人的な恨みつらみで言うてらっしゃる方の話が聞こえてくると、何割かは自分自身にも問題あるよねというような話が多かった」

調査委員会のヒアリング記録の中で不審を覚えるのは、事務局のトップで文科省キャリアの関靖直氏の供述の不思議さである。関氏は一八年四月一日に着任。名和総長の解任直後の今年七月二十八日付で離任した。解任劇の見届け役であったかのような人事である。関氏は調査委員会に対し、「初めて具体的に内容を聞いたのは、齋藤顧問弁護士から資料が来てからだだったので、中身については初めて資料を見てということで……」と微妙な言い回しでこの間の自身の立ち回り方をぼかしている。事務局職員との接し方について、名和氏は関氏から意見を言われたことは一度もないという。

事務局の束ね役として、総長と職員の間がぎくしゃくしていることを知らなかったというのであれば、無能の

そしりを免れない。見て見ぬふりをしたのであれば別の意図を推測させる。

法人化がもたらした 大学解体

今回の「北大総長解任事件」は、文科省が進めた大学の法人化政策と切り離して考えることはできない。法人化がもたらしたものは大学のブランク企業化、学術研究の商品化と市場化であった。予算の蛇口を握る文科省や国に尻尾を振らなければ研究費は枯渇し、大学経営はひっ迫する。このような環境下で研究者は疲弊し、教育・研究水準が劣化するの当たり前である。

総長（学長）は教学・経営両方の責任を負わされるうえに、文科省は「ガバナンスの強化」を求める。企業経営者が「企業的ガバナンスの導入を」などと大学運営に口を出す学内組織がつけられていく。法人化の下での総長は独裁的な「猛烈経営者」としての働きを求められるのである。

名和氏が総長としていかに殺人的スケジュールをこなしていたか、名和氏の側近職員のヒアリング記録に次のようなくだりがある。

質問 総長が総長室にいるのは週に大體どれぐらい？

職員 海外出張、国内出張を合わせるとほぼ三分の一以上は総長室にいない。

学外収入となる競争的資金の獲得や大学のブランド力向上のために、トップセールスマンとして名和氏は国内外を飛び回った。ロシア・インドとの世界展開力強化事業、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)、卓越大学院プログラムの採択など外部資金の裏付けのある事業で成果は上がった。前出の関事務局長でさえ、ヒアリングに「総長のお力がかなりあったと率直に思う」と評価している。結果として、「一七年度で一〇億円、一八年度で一六億円の余剰金を生み出し、人件費削

減率の圧縮に成功しました」(名和氏)という。

文科省の資金にはコバンザメのごとく天下りがついてきて「特任教授」などに採用される慣行を名和氏は断り続けた。これも文科省の不興を買った可能性がある。そして、その猛烈な仕事ぶりゆえに名和氏は排除された。

このままの法人化が行き着く先に何が待ち受けているのだろうか。

精神科医でノンフィクション作家の野田正彰氏(一九六九年、北大医学部卒)は「文科省の支配に屈するような大学教育からは、社会の歪みに気付く人材が育たなくなる」と強く危惧する。市民社会に果たす大学の役割に直結する視点であろう。

「いまの大学は人による支配、法による支配の下にない。法人化のオバケに支配されたイカれた組織になり果ている。ヨーロッパの大学は社会を動かす知的システムとして成立した。世界を認識するための知的システムだから

ユニバーシティなのであり、文科省ごときの支配に屈する大学はもはや本来の大学ではない。日本の社会にやっと根付き始めた知的システムを解体したのが法人化だ。(名和総長の解任は)十六年たった法人化のツケがここまで大学を解体していることを自覚する良い機会だろう」

いまの北大経営陣にそのような問題意識は欠落している。

「総長選考会議が文部科学大臣に対し解任の申し出を行なったことは、本学に自らを律する能力が備わっていることの証でもあると認識しています」

名和総長の解任決定を受けて会見した笠原正典総長代行(副学長)はこうコメントした。総長解任の詳細な理由も明らかにせず、自浄能力に胸を張る倒錯と非常識に啞然とさせられる。

上がり始めた学内外の声

解任ありきの調査手法に対し、北大

教職員組合は情報開示の要求を続けている。解任直後に始まった次期総長選考について、「大学の自治・学内民主主義が問われる問題」と位置づけ、声明を繰り返し出すとともに、公開質問状を出している。

学外では「北大総長解任の真相を究明する市民の会」が立ち上がり、八月二十二日に札幌市内で「真相究明講演会」を開いた。名和氏が「私が解任された本当の理由」と題して解任後、初めて公の場で口を開いた。

次期総長選考では、笠原氏を含む三人が候補として名乗りを上げ、本稿校了後の九月二日には総長選考会議が新しい総長予定者を決定する。総長解任劇の背後に広がる深い闇を照らし出せる光は、学内外の市民が手を携える運動の力以外にない。

山田寿彦(やまだとしひこ)

函館市出身。元毎日新聞記者。鍼灸マッサージ師。早稲田大学教育学部卒。著書に「鍼灸学校」(こがおかし)、「ヒューマンワールド社」。